

2011年度 中部学生オープン兼中部女子学生ヨット選手権大会

1. 適用規則

- 1-1 本大会は以下の規則を適用する。但しいずれも本大会帆走指示書により追加もしくは変更されたものを除く。
- 1-2 本大会は2009-2012「セーリング競技規則」(以下RRSと言う)に定められた規則(付則Dを含まない)を適用する。
- 1-3 本大会は、470クラス学連申し合わせ事項、スナイプクラス学連申し合わせ事項、最新の全日本学生ヨット連盟規約を適用する。
- 1-4 SCIRA規則公認レガッタの運営規則は適用しない。

2. 競技者への通告

- 2-1 競技者に対する通告は、管理室南西側に公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

- 3-1 帆走指示書(以下 指示)の変更は、それが発効する当日の08:30までに掲示する。
但しレース日程の変更は、発効する前日の17:00までに公式掲示板に掲示する。

4. 陸上で発せられる信号

- 4-1 陸上で発する信号は、大会本部前の信号柱に掲揚する。
- 4-2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号『回答旗』の中の「1分」を「30分以降」を置き換える。

5. 日程

5-1 レース日程

	種目		予告信号予定時刻
7月2日(土)	国際470クラス	第1レース	11:00
	国際スナイプクラス	第1レース	11:05
		以降のレースは引続き実施	
7月3日(日)	国際470クラス	その日の最初のレース	9:45
	国際スナイプクラス	その日の最初のレース	9:50
		以降のレースは引続き実施	

- 5-2 引続きレースを実施する場合、艇に注意を喚起するために、予告信号の少なくとも4分以前に、スタート信号艇に音響1声とともに「オレンジ旗」を掲揚する。
- 5-3 7月3日(日)は、14:30を越えて予告信号が発せられることはない。

6. レース数とシリーズの成立

- 6-1 各クラス7レースを計画し、1日のレース数はレース委員会の裁量による。
- 6-2 本シリーズが成立するには、有効2レースを完了させる必要がある。

7. クラス旗

クラス名	国際470クラス	国際スナイプクラス
クラス旗	国際470旗	国際スナイプ旗

8. レースエリア

- 8-1 添付図1に海陽ヨットハーバー沖の概ねのレースエリアを示す。

9. コース

- 9-1 添付図2にレグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 9-2 予告信号以前、または同時にレース委員会信号艇に、最初のレグの概ねのコンパス方位を掲示する。

10. マーク

- 10-1 マーク1. 2. 3. は蛍光オレンジ地に数字入り円筒形ブイ、マーク4は赤色の円筒形ブイとする。
- 10-2 指示12に規定する新しいマークは、黄色の円筒形ブイとする。
- 10-3 スタートマークはスターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 10-4 フィニッシュマークはスターボードの端にあるレース委員会信号艇と、ポートの端にあるピンク色の球形ブイとする。

11. スタート

- 11-1 レースは、RRS26 を用いて予告信号を5分前としてスタートさせる。
- 11-2 スタートラインはスターボード側スタートマークの「オレンジ旗」を掲揚したポール又はマストと、ポート側スタートマークのコース側の間とする。
- 11-3 他のレースのスタート手順の間、未だ予告信号が発せられていない艇は、スタートエリアを回避しなければならない。
- 11-4 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問無しにDNSと記録される。
これはRRS A4を変更している。

12. コースの次のレグの変更

- 12-1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し、実行できればすぐに元のマークを回収する。

13. コースの短縮またはレースの中止

- 13-1 レース委員会は RRS32.1 以外に、レースの公正に影響を及ぼしそうな大きな風向の変化や、風速が一定時間 5Knt 以下に低下した場合、コースの短縮又はレースを中止する場合がある。この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議と救済の要求の根拠とはならない。これは RRS62.1(a) を変更している。

14. フィニッシュ

- 14-1 フィニッシュラインはスターボード側フィニッシュマークの「オレンジ旗」を掲揚したポールと、ポート側フィニッシュマークのコース側の間とする。
- 14-2 各クラスのコースを帆走した先頭艇フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに DNF と記録される。これは RRS 35 及び A4.1 を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15-1 抗議. 救済の要求. 審問の再開の要求は、レースオフィスで入手できる抗議書を用いて、適切な時間内にレースオフィスに提出されなければならない。
- 15-2 抗議締め切り時刻は、その日の最後のクラスのレース終了 60 分後とする。但し、プロテスト委員会の裁量により、この時間は延長される場合がある。
- 15-3 議艇は、フィニッシュ時にレース委員会艇に抗議の意思を口頭で伝えなければならない。
- 15-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を RRS 61.1(b) に基づき伝えるために指示 15-2 の抗議締め切り時刻までに、公式掲示板に掲示される。
- 15-5 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に通告するために、抗議締め切り時刻後 20 分以内に通告を掲示する。
- 15-6 指示 11-3. 16. 17. 22 の違反、及び各クラスのクラスルールに関する違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS 60.1(a) を変更している。これらの違反に対するペナルティは、プロテスト委員会が認めた場合、失格より軽減することができる。失格以外の得点ペナルティは、DPI と記録される。
- 15-7 レースをおこなう最終日では、審問の再開要求は、次の時間内に提出されなければならない。
- (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締め切り時間内。
- (b) 要求する当事者が当日に判決を通告された後 30 分内。これは RRS 62.2 を変更している。

16. 安全

- 16-1 出艇する競技者はその都度、レースオフィス前にある出艇申告書に署名しなければならない。
- 16-2 帰着した競技者はその都度、レースオフィス前にある出艇申告書に署名しなければならない。その日のレース後の帰着申告締め切り時刻は、抗議締め切り時刻である。
- 16-3 レースからリタイヤする艇は、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければならない。
- 16-4 レース委員会は、競技者や艇が危険な状態であると判断された場合、救助及び必要な処置を行う場合がある。これにより救助及び処置をされたことは、艇による救済の要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a) を変更している。

17. 装備の交換

17-1 装備の交換は、レース委員会の承認なしでは認めない。

交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会に対して行わなければならない。

18. 装備と計測のチェック

18-1 艇または装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

19. 得点と順位

19-1 各クラスとも、全レースの得点を加算し総合得点の少ない艇を上位とする。

これは RRS A2 を変更している。

19-2 女子ヨット選手権について、国際470クラス全体で得点を付与する。得点再計算はしない。

20. 賞

20-1 レース公示とおりとする。

21. 責任の否認

21-1 このシリーズの競技者は自分自身の責任で参加する。(RRS 4「レースすることの決定」参照)

シリーズの主催団体は、シリーズの前後、期間中に生じた物理的な損害又は身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

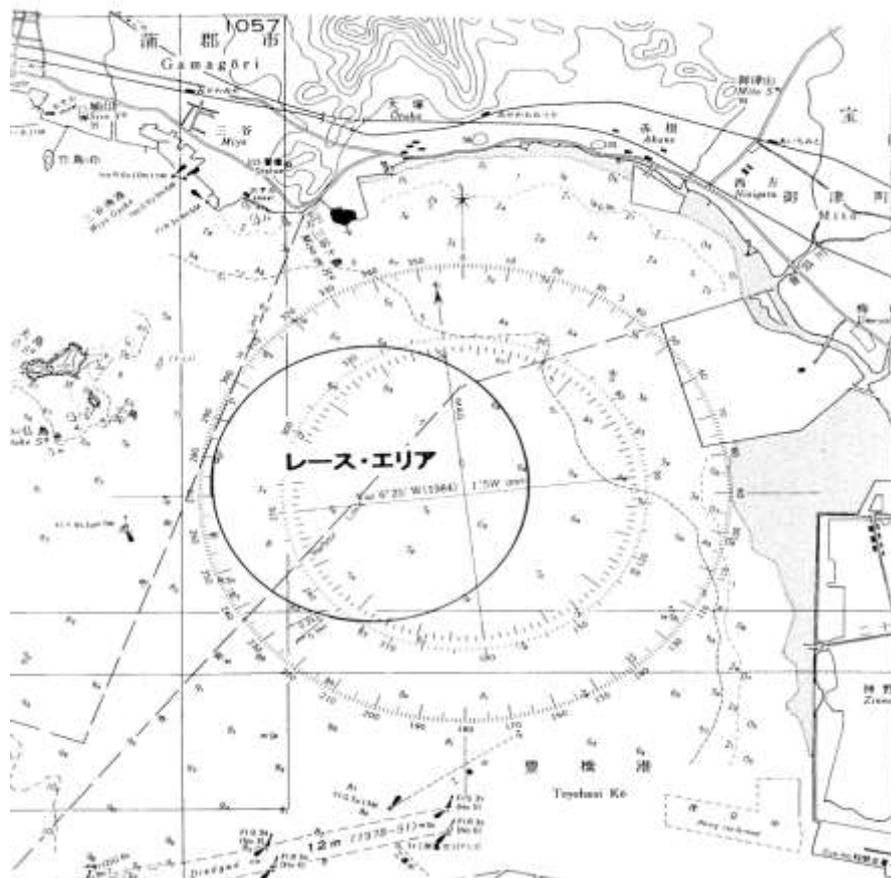
22. その他

22-1 艇はゴミを水中に捨ててはならない。ゴミはレース委員会艇に渡すことができる。

22-2 シリーズ期間中の競技者の肖像権は主催団体に帰属する。シリーズ期間中の映像、写真及びシリーズの成績は、主催団体のHPにアップされる場合がある。

22-3 愛知県ヨット連盟の国体予選が併催される。

添付図1



添付図2

S-1-2-3-1-4-F

